

防官文第3508号
27.3.26
改正 防官文(事)第18号
27.10.1
改正 防官文(事)第161号
令和3年6月30日
改正 防地環(事)第13217号
令和3年7月29日
改正 防地環(事)第306号
令和4年12月8日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

防衛省環境配慮の方針について（通達）

防衛省環境配慮の方針について（防官施第477号。17.1.26）の別添の全部が別添のとおり改正され、平成27年4月1日から適用することとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：防衛省環境配慮の方針

防衛省環境配慮の方針

1 趣旨

今日の環境問題は、地球温暖化、廃棄物・リサイクル問題、有害化学物質問題等に見られるように、世界経済の発展や人口の増大により、日常生活や通常の事業活動から生じる環境負荷があまりにも大きくなっていることに起因している。政府は、こうした環境問題を解決し、持続可能な社会を構築するため、21世紀初頭における環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを明らかにする「環境基本計画－環境の世紀への道しるべ」を平成12年12月22日に閣議決定し、この環境基本計画において、関係府省は、自主的に環境配慮の方針を明らかにすることとされている。

防衛省は、従前から政府の一員として、環境関連法令を遵守し、環境保全の徹底や環境負荷の低減に努めてきたところであるが、更なる環境への取組の推進を図るため「防衛省環境配慮の方針」を定め、その推進体制の枠組みとする。

2 職員の心構え

持続可能な社会の実現のためには、社会の構成員である全ての主体が環境に対する自らの責任を自覚し、自主的かつ積極的に環境負荷を可能な限り低減させていくことが必要である。そのような認識の下、防衛省における所掌事務を遂行するに当たり、地球温暖化、オゾン層破壊、野生生物の種の減少、大気汚染等、環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、その原因となる環境負荷を低減させるため、地球環境保全、生物多様性保全、循環型社会構築、大気環境保全、水環境保全、土壤環境保全、化学物質対策等の様々な観点から、有効な手段を講ずるよう努めるものとする。

3 取組方針

(1) 環境施策の推進

防衛省の特性として、全国に演習場、営舎等の施設及び車両、艦船、航空機等の装備を多数保有していることから、それらが環境に与え得る影響を踏まえ、保有する施設、装備等の維持・管理に当たっての環境負荷の低減及び環境教育の推進のため、以下の取組を積極的に推進する。

ア 環境負荷の低減

(ア) 地球環境保全

省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの有効利用により温室効果ガスの排出削減を図るとともに、オゾン層保護に係る取組を推進する。

(イ) 生物多様性保全

生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、その影響の低減に係る取組を推進する。

(ウ) 循環型社会構築

廃棄物の発生を抑制するとともに、再使用及び再生利用により減量化を図りつつ、廃棄物の適正処理の徹底に係る取組を推進する。

(エ) 大気環境保全

騒音・振動の緩和及びばい煙等の排出抑制に係る取組を推進する。

(オ) 水環境保全

河川、湖沼、海洋等の公共用水域へ排出される排水の水質保全を図るとともに、海洋環境の保全及び水の有効利用に係る取組を推進する。

(カ) 土壤環境保全

有害物質の漏えい防止に努めるとともに、漏えいが生じた場合には、有害物質の土壤及び地下水への汚染拡大防止に係る取組を推進する。

(キ) 化学物質対策

有害化学物質の環境への排出量を把握するとともに、その適切な管理に係る取組を推進する。

(ク) その他

地域社会と連携した環境美化運動及び演習場における緑化維持に係る取組を推進する。

イ 環境教育の推進

環境対策の根幹は、職員一人一人の環境保全への意識を高めることであるとの認識の下、職員等に対し積極的に環境保全に関する意識の高揚を図る。

(2) 事務活動における環境配慮

事務活動全般にわたり、環境へ及ぼす影響を低減するため、地球温暖化対策の推進に係る政府が定めた計画等に基づき、各種取組を積極的に推進する。

ア 物品等の購入及び使用に当たっての取組

(ア) グリーン調達の推進

物品及び役務の調達に当たっては、環境負荷の少ないグリーン調達を図る。

(イ) 公用車の効率的利用の推進

- ・ 公用車への低公害車の導入を図る。
- ・ 相乗りによる公用車利用の効率化及びエコドライブの実践を図る。
- ・ 自転車及び公共交通機関による移動の励行を図る。

(ウ) 用紙類の使用量削減の推進

- ・ 電子メール、電子掲示板の積極的な活用及び文書の電磁的記録媒体での保存等によるペーパーレス化を図る。
- ・ 両面印刷及び両面コピーの徹底を図る。

(エ) 事務用品のリサイクルの推進

コピー機及びプリンターのトナーカートリッジ回収による再利用を図る。

イ 庁舎の管理等における取組

(ア) 温室効果ガス排出抑制の推進

温室効果ガス排出の少ない空調設備の導入を図る。

(イ) 屋上等緑化の推進

屋上等における緑化の導入を図る。

4 その他

(1) 本方針の進行管理のための基本的事項及び体制については、別紙の防衛省環境管理システム設置要綱において定める。

(2) 本方針及び防衛省環境管理システムに関する事項は、公表することとする。

防衛省環境管理システム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境基本計画に基づき、防衛省環境配慮の方針（以下「環境配慮の方針」という。）を推進するために、防衛省環境管理システム（以下「システム」という。）の基本的事項及び体制について定めるものとする。

(システムの運用に関する基本的事項)

第2条 システムの実施に当たっては、次の仕組みに基づく施策の推進、評価、改善等と十分な調整を行い、効果的かつ効率的な事務の推進を図ることとする。

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基本計画
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府の実行計画
- (3) 国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針
- (4) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づく循環型社会形成推進基本計画
- (5) 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく生物多様性国家戦略

(システムの適用対象組織)

第3条 システムの適用対象は、次に掲げる組織及び区域とする。

- (1) 適用対象組織
防衛省のすべての組織（ただし、地球温暖化対策の推進に係る政府が定めた計画等に関する事項についてはその対象組織）
- (2) 適用対象区域
防衛省の組織が所在するすべての区域（ただし、地球温暖化対策の推進に係る政府が定めた計画等に関する事項についてはその対象区域）

(最高責任者等)

第4条 システムを推進するため、最高責任者及び副責任者を置く。

- 2 最高責任者は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 環境配慮の方針及びシステムの見直しを行うこと。
 - (2) システムの運用に必要な人的、物的及び財政的資源を確保すること。
- 3 副責任者は、最高責任者を補佐し、最高責任者に事故があるとき又は最高責任者が欠けたときにその職務を代行する。
- 4 最高責任者は事務次官をもって充て、副責任者は地方協力局長をもって充てる。

(環境配慮の方針推進・点検委員会の設置)

第5条 環境配慮の方針及びシステムの円滑な運営管理及び推進・点検を図るため、環境配慮の方針推進・点検委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の職務は次のとおりとする。
 - (1) システムの確立及び運用管理に関する事。
 - (2) システムの運用状況等に係る最高責任者等への報告に関する事。

3 委員会は、次の各号に該当する際には、審議を行うこととする。

- (1) 環境配慮の方針の改定等を行う必要が生じたとき。
- (2) システムの調整を行う必要が生じたとき。
- (3) システムの見直しを行うとき。
- (4) 環境配慮の方針の点検結果を評価するとき。

4 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長：環境政策課の所掌に属する事項を担当する大臣官房審議官
- (2) 委員　：大臣官房会計課長

　　地方協力局環境政策課長
　　防衛大学校総務部管理施設課長
　　防衛医科大学校総務部総務課長
　　防衛研究所企画部総務課長
　　統合幕僚監部総務部総務課長
　　陸上幕僚監部防衛部施設課長
　　海上幕僚監部防衛部施設課長
　　航空幕僚監部総務部総務課長
　　情報本部総務部総務課長
　　防衛監察本部総務課長
　　地方防衛局企画部地方調整課長
　　防衛装備庁長官官房会計官

5 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、第4項に掲げる者以外の者を委員に加えることができる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

8 関係部局は、委員長から関係職員の出席、資料の提出等の要求があった場合には、これに協力するものとする。

9 委員会に関する庶務は、地方協力局環境政策課において処理する。

10 本条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（点検）

第6条 環境配慮の方針の進捗状況について、各機関毎に毎年度に1回点検を行うこととする。

（環境配慮の方針及びシステムの見直し）

第7条 最高責任者等は、第5条に規定する委員会の審議を経て、環境配慮の方針及びシステムの見直しを行う。